

## 別紙1

### 【各ユニットの設置目的、構成員】

- ・「PT」(建設局工営所業務刷新プロジェクトチーム)

(目的)

放置自転車撤去業務に関する不適正事務事案を受け、工営所全般の業務プロセス及び執行体制を点検のうえ、必要に応じた見直しを行い、組織風土改革を行うことで市民の安心、安全、快適な道路空間を維持向上させ市民の信頼を回復すること

- ・「WT」(建設局工営所業務刷新ワーキングチーム)

(目的)

「PT」で決定した方針に基づく調査、点検、検討等に関する事務を行うこと。

- ・「しくみWG」(しくみワーキンググループ)

(目的)

「WT」で行う事務を踏まえた改善策を機能させる制度・意思決定等の仕組みづくりに関する検討、提案を行うこと

	役職	担当	担当事務
プロジェクトチーム	会長	理事（局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整担当）	第2条各号に掲げる事務に関する方針の決定
	副会長	会長が指名する方面管理事務所長	チームの方針に関する事務の遂行・調整・総指揮、ワーキングチームの実務指揮 会長に事故がある場合の会長の職務の代理
	会員	副会長以外の方面管理事務所長（4名）	会長・副会長の補佐
		工務担当部長	
		企画部長	
		道路河川部長	
ワーキングチーム	リーダー	副会長	ワーキングチームが実施する具体的な調査・点検方針の決定、進捗管理等の実務指揮
	メンバー	幹事工営所長	リーダーの指示による調査、点検等作業の実施
		代表工営所土木担当課長代理	

		代表技能統括主任（2名）	
		工務課長	
オブザーバー	職員課長	ワーキングチームの調査、点検の客観性確保のための助言等	
	事業管理担当課長		
ワーキンググループ	リーダー	代表方面管理事務所長	ワーキンググループが実施する具体的な検討・提案等の方針の決定、進捗管理等の実務指揮
	メンバー	代表工営所長（1名）	リーダーの指示による検討、提案等作業の実施
		代表事務総括課長（1名）	
		工務課長	
	職員課長		
	オブザーバー	事業管理担当課長	ワーキンググループの検討、提案等の客観性確保のための助言等
総合オブザーバー	総務部長		プロジェクトチーム、ワーキングチーム及びワーキンググループにおける、調査、点検の客観性確保のための助言等

・「意見交換会」（事業所意見交換会）

(目的)

組織風土の醸成に関する責任を有する幹部職員が事業所に赴き、業務の視察及び事業所職員との意見交換を行うことで現状及び課題を十分に把握し、工営所業務刷新PTによる再発防止策の策定やその他施策の効果的かつ適切な意思決定に活かすこと。

(構成員)

組織風土の醸成に関する責任を有する幹部職員（局長級）、方面管理事務所長、事業所職員

・「有識者会議」（建設局工営所業務刷新プロジェクトチームが取組む再発防止策等に関する有識者会議）

(目的)

建設局で判明した「放置自転車撤去業務の不適正事務」に関して建設局がとりまとめた「放置自転車撤去業務の不適正事務に関する調査報告書」の内容及び外部監察専門委員会

ら受領した「『放置自転車撤去業務の不適正事務に関する調査』に対する検証等報告書」の指摘を踏まえ、建設局工営所業務刷新プロジェクトチーム（以下「PT」という。）において検討している再発防止策の取組み等について外部有識者の意見を聴取し、建設局工営所における業務及び職場風土・環境の改善に資すること

（構成員）

有識者（弁護士）3名

※「放置自転車対策業務マニュアル改訂検討チーム」

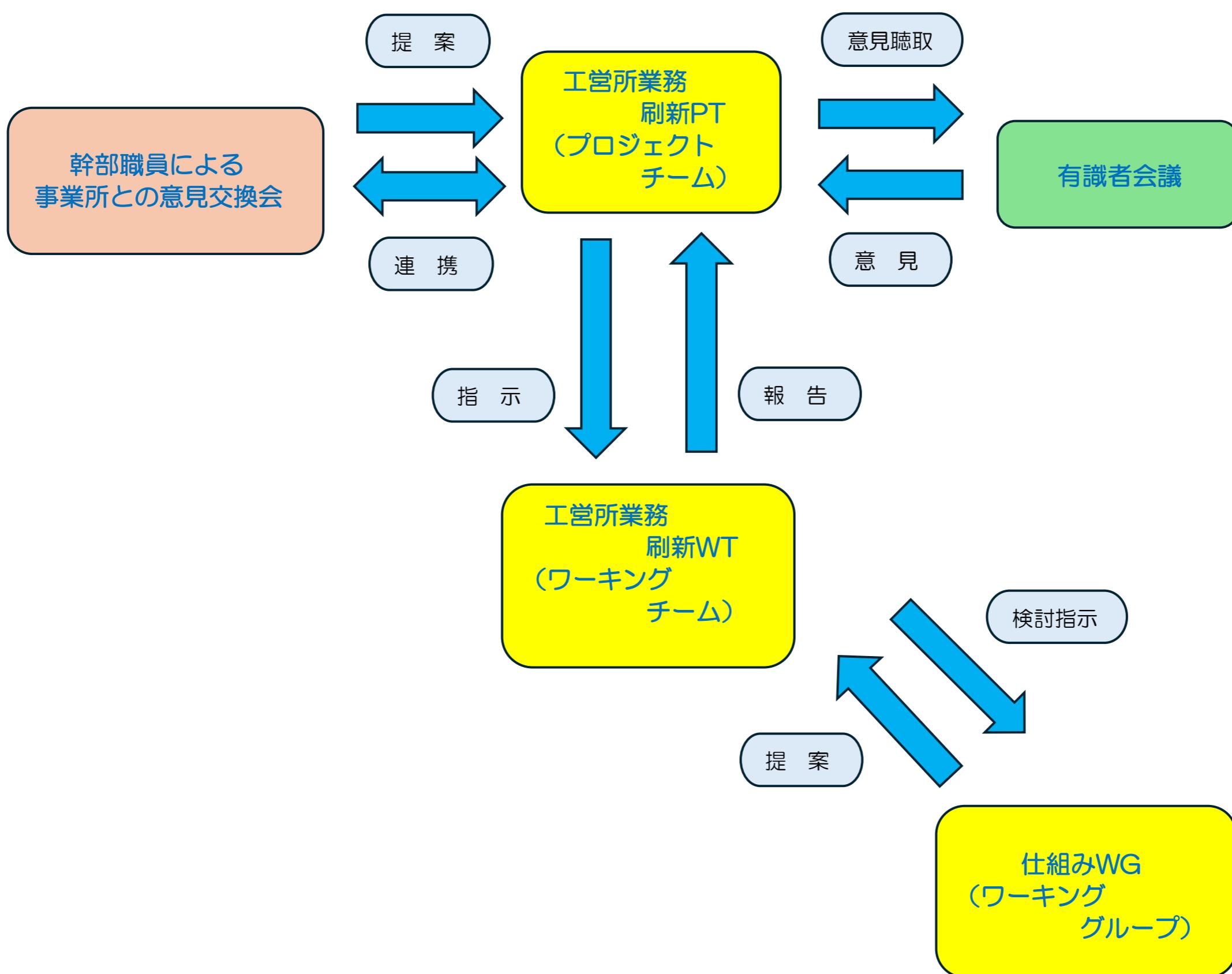
（目的）

放置自転車対策にかかる工営所業務のプロセス及び執行体制を点検のうえ、業務マニュアルにおいて必要な見直しを行い、適正な業務執行体制を確保すること

（構成員）

自転車対策担当課長、管理課担当係長（自転車対策）、工営所事務総括担当課長（代表）2名、工営所適正化担当係長（代表）2名、工営所放置自転車対策部門監理主任（代表）2名、工営所技能統括主任（代表）2名

## 検討体制図



放置自転車対策業務については、令和6年度に一定の検討を完了させたことから、令和7年度は上記とは別の下記組織において主に業務マニュアルの見直し等の検討を継続実施している。

放置自転車対策業務  
マニュアル改定検討チーム